

論文審査の要旨及び担当者

論文題名

近世日本政治史と朝廷

論文審査の要旨

本学位請求論文（以下、本論文と略す）のおもな目的は、「近世日本の政治史を、天皇・朝廷の存在と機能に視点をあて、通時変化にも留意して叙述」（1頁）することにあると山口氏は述べる。本論文はまさに、天皇・朝廷が近世の政治・社会の中で果たした役割とその変遷を、幕府との関係や朝廷内部の構造、宗教的問題など、種々の側面から具体的に明らかにしたものである。近世の天皇・朝廷の実態に関する研究を、武家文書・公家文書など多種多様な一次史料を用いてより深化させ、そのうえで、それらを政治史全体に落とし込んでいる。近世の天皇・朝廷研究ひいては政治史を一段高いレベルに引き上げたと言ってよいだろう。

近世の天皇・朝廷研究は、1980年代頃から飛躍的に進展しているが、山口氏は近年の当該研究を牽引してきた研究者のひとりである。本論文は、現時点における山口氏の研究の集大成であると同時に、近世天皇・朝廷研究の到達点でもあり、すでに徳川賞を受賞するなど、学界でも高い評価を受けている。以下、簡単にではあるが、内容を紹介する。

第1部では、豊臣政権・江戸幕府の成立と「朝廷の近世化」（16頁）を論じる。戦国期に衰退した天皇・朝廷が、豊臣政権・江戸幕府の全国支配に一定の役割を果たすことを期待されて、両政権からの支援を受けたこと、その過程で近世的な天皇・朝廷として、その姿を変容させていったことなどを論ずる。

第1章では、豊臣政権が全国支配のために、いかに天皇・朝廷を活用したのか、またその中で、天皇・朝廷がどのようにして近世的な存在となっていたのかを説く。すなわち、①豊臣秀吉の関白任官や武家官位による身分編成などの面で、豊臣政権は天皇・朝廷を積極的に利用したこと、②戦国期に衰えた天皇・朝廷を豊臣政権が「掌握・近世化」（55頁）するためのキーとなったのは、知行充行であり、公家に対して知行を給付することによって、豊臣家を頂点とする「近世の統一的知行体系に」（55頁）かれらを組み入れることに成功したことなどを説く。

第2章は、タイトルの通り、「近世初期武家官位の展開と特質」に関して論じた章。武家官位は豊臣政権が創出したが、江戸幕府はその初期段階において、「豊臣武家官位の体系を克服」し、みずからの支配により適合的なかたちに「換骨奪胎して再編」（ともに112頁）したことなどを述べる。近世政治史において武家官位が持った意義とその変化を説いた章である。

第3章は、元和9年(1623)という将軍職が徳川秀忠から家光に移行した時期を対象に、蜂須賀忠英らの官位叙任・命名などが秀忠・家光どちらの主体で行われたのかを検討、それらが行われた日時に関しても再考を促す。

第4章は、徳川秀忠発給の官途状・一字書出および家光発給の一字書出について、それぞれの特徴や時期的な変化を明らかにする。具体的には、秀忠の将軍期と大御所期では、官途状の宛名の有無に差異があったことなどを指摘する。

第5章は、キリシタン禁制と天皇・朝廷という重要な課題でありながら、これまでさほど考えられてこなかった問題について論じた章である。近世初期において、親王家の家臣など朝廷関係者の中にキリシタンが存在したこと、そのような状況に対して行われた幕府による詮議・禁制に対して、宗教的な問題からキリシタンと相容れなかった朝廷も協力的な姿勢を示したことなどを明らかにする。

第2部では、17世紀後半以降における「朝廷という集団の成長」(409頁)と展開、その後の閉塞状況に至るまでの過程を、江戸幕府などとの関係性に留意しながら、具体的に論じる。

第1章は、近世前期における院御所勤番の公家の授受文書(奉書など)を素材として、そこから読み取れる種々の政治史的論点を述べる。具体的には、書札札の観点から、後陽成院院参衆の秋篠らが所司代や毛利輝元らに「高い姿勢で臨んでいたこと」(153頁)や後水尾院院参衆の世代交代の実相などを述べ、「多様な史料を網羅的総合的に分析し、細部に亘る細かな基礎的事実を確定する営み=古典的な考証史学の方法を鍛えること」(174頁)の重要性を説く。

第2章では、天皇や院を頂点とし、公家らを構成員として存立した近世の天皇・朝廷のあり様を、その内部構造や幕府・社会との関係に着目しながら、具体的かつ通時的に明らかにする。本論文の中核的な章のひとつである。

まず、江戸幕府による財政援助を背景に、中絶した生前讓位がふたたびなされるようになったことを指摘する。つぎに、17世紀後半には院御所が多く誕生し、それに伴ってより多くの番衆が必要になり、あらたに多くの公家の家を取り立てられたこと、天皇・院と公家の間に「主従制的編成が進行」(203頁)したことなどを論じる。そのうえで、禁裏御所・院御所の職制や「職制昇進階梯」(195頁)が整えられるなど、朝廷の「中枢機構が構築され」(203頁)、朝廷の自律化志向が進んだことを明らかにする。

さらに、その一方で、公家の新家取り立てにより、官職競望といった利権をめぐる問題が生じ、集団内の格差が進行したこと、その結果、家職の組織化など集団外に利権を求める動きが公家諸家の間で激化したが、一部新家はそれも難しかったことなども指摘する。

第3章は、靈元院による院政について。靈元院は公家に誓紙血判の提出を求めるなどし、みずからと公家との支配関係強化を図り、近世期に整備された院伝奏・院評定衆などの機構を背景に院政を行ったこと、2度目の院政期(宝永6年〈1709〉一享保年間〈1716~36〉はじめ)においては、1度目のそれとは違い、将軍家・近衛家と「協調的・親和的」(228頁)関係を築いたことなどを明らかにする。そのうえで、靈元院の君主意識、朝廷の自律化志向などを説く。

第4章では、天皇・上皇・五摂家が相互にどのような関係にあったのか、また彼らと幕府との関係はいかなるものであったのかを、享保17年(1732)に下御靈社に奉納された靈元法皇

自筆願文などの史料を用いて明らかにする。天皇・上皇・五摂家は、朝廷運営などをめぐって時に対立することもあったが、「共通して江戸幕府と将軍への期待・依存」(263頁)をつねに持ちつづけており、天皇・朝廷と幕府は「不可分の関係」(264頁)にあったことなどを説く。

第3部は、家職(家業)などを通じた公家の「公家社会外への利権追及」(403頁)に関して、その実相などを究明し、天皇・朝廷と社会との関わりの変化、またそれが持った歴史的意義について論じる。

第1章は、近世における公家の家職について、その実態と変遷を論じる。公家の家職は、豊臣政権や江戸幕府がみずからの全国支配に朝廷を活用するために設定したものであり、それがゆえに、公家にとって、家職は「自我の確立や身分の存立に関わ」(以上、287頁)るものであったことなどを指摘する。

石清水八幡宮放生会は延宝7年(1679)に再興されたが、第2章では、この放生会再興にもなって発遣されることになった宣命使の一覧が肝となる。この一覧と種々の公家史料を用いて、①当初、宣命使は、たまたま内蔵助であった前波由久が勤めたこと、②徐々に五摂家の諸大夫や侍が「巡任しつつ占有する」(307頁)ようになったこと、③この役儀には、幕府からの下行米支給と名誉という利点があったことを指摘する。朝儀再興にもなって発生したあらたな役儀を朝廷の中心にあった五摂家が担い、「家職化」(309頁)し、上記のような利益を得ていくという事例を明らかにしている。

第3章は職人受領(職人に対する官位授与)制度の変遷から、幕府・朝廷・社会の関係を問うている。まず第1節で、幕府が宝暦一明和年間(1751~72)に職人受領の私的な世襲や私称を規制する触れを出したが、それはじつは先行研究の評価とは違い、献上金の増加などを狙った朝廷側からの要望であったことを究明する。つづく第2節では、この時に諸門跡らの取計らいによる職人受領も禁じられてしまったため、勸修寺・仁和寺・大覚寺の三門跡が、みずからの取計らいによる職人受領の公認を求め、幕府にこれを認めさせたことを述べる。第3節では、職人側が受領を願った理由を考察し、みずからの生業に関する権利・権益をめぐるものであったことを明らかにする。

すなわち、近世における職人受領制度は、朝廷・三門跡の求めによって確立されたものであり、実際の執行にあたっては、幕府の権力に頼るものであったこと、当該制度の背景には、献上金などの増大を図る朝廷側の動きと、職人集団の競争関係の中で、みずからの生業に関する「渡世の権利を主張」(330頁)しようとする職人側の動向があったことなどを論ずる。天皇・朝廷と幕府、社会の関係を論じた氏の代表的な論考のひとつである。

第4章は、近世の天皇が行った(代行も含める)神事・仏事について論じる。近世朝廷には神事も仏事も(さらには陰陽道も)存在したが、徐々に宗教観の変化や「神仏隔離の措置や排仏穢観」(358頁)が進んだこと、これらの神事・仏事などは幕府が許容する範囲の中で行われ、公家の家職によって支えられていたことなどを述べる。近世の天皇による神事・仏事の特徴とその変遷を述べた章である。

第5章では、近世、とくに江戸時代の天皇・朝廷の内部構造(構成員など)と、国家・社会における役割・位置づけ、他集団との関係性などを、その変遷も含めて通時的にひろく論じる。江戸時代の天皇・朝廷に関する山口氏の基本的な考え方がよくあらわされている章であり、研

究が薄かった公家町の実態に関する論述もある。

最初に述べたとおり、本論文は現在の近世天皇・朝廷研究の到達点の一つであり、本論文を構成する各章はすでに研究史上、高い評価を受けている。その成果は多岐にわたるが、院・院御所を含めた天皇・朝廷の内部構造をより具体的に明らかにし、天皇・朝廷の実像を総体的に究明したことは、とくに評価されるべきであろう。さらに、それらを踏まえて、天皇・朝廷が幕府や社会などといかなる関係を結んでいたのか 一たとえば天皇・朝廷と幕府の「不可分の関係」など一 を解明し、近世日本の政治・社会の中に天皇・朝廷を位置づけた点は、山口氏の視野の広さをよく表す特筆すべき成果であろう。

その研究手法は、粘り強い史料探索と、丁寧な史料批判・史料読解に基づくものであり、前述した享保 17 年下御霊社奉納の霊元法皇自筆願文など、山口氏の手によって、年代などの基礎的な性格が確定された史料も多々ある。実証史学における王道の研究姿勢を貫いており、本論文の中で提示された議論、解明された個々の歴史的事実は、今後長く参照されるものになるであろう。

諮問においては、中世との関係や細部にわたる史料読解、今後別して研究の発展が期待されるキリシタン禁制と天皇・朝廷の問題など、種々の議論がなされたが、山口氏の回答はいずれも誠実かつ明瞭なものであり、今後の研究のさらなる発展を予感させるものであった。

審査担当者 3 名は全員一致で、山口氏の当該学位請求論文は、博士（史学）を授与するにふさわしいものであると判断した。

論文審査主査	佐藤 雄介	准教授
	家永 遵嗣	教授
	高埜 利彦	特別非常勤講師 (学習院大学名誉教授)